平成２８年（フ）第６３号
福岡県久留米市江戸屋敷２丁目23番12号　カサグランデⅡＢ203号、前住所福岡県久留米市上津町2228番地70
破産者　権藤幸一郎
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第８９号
福岡県久留米市高野２丁目12番32―１号　高野ハイツ212号
破産者　樋口　博幸
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１５８号
福岡県久留米市本町16番地31　立石ビル301号
破産者　古賀　正子
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１６８号
福岡県久留米市小森野１丁目５番241号
破産者　下川　博子
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１６９号
福岡県久留米市安武町安武本1234番地２
破産者　久留米輝龍ラーメンこと　戸上　輝秋
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１７５号
福岡県久留米市津福本町1679番地12　アザレ久留米407号、前住所福岡県久留米市津福本町786番地６　グランピアマンション津福1405号
破産者　門田　良治
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第４０７号
福岡県中間市中間３丁目９番７号
破産者　山室　康文
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１４５号
大分県由布市挾間町古野33番地２、開始決定時の住所大分市緑が丘４丁目29番10号
破産者　中川　　修
1　決定年月日　平成28年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２７年（フ）第８９３５号
東京都豊島区北大塚２丁目24―５―2604、開始決定時の住所東京都文京区大塚２丁目８―10　パークハイツ護国寺
破産者　新井順明こと　朴　　順明
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６５３号
東京都足立区足立２丁目19番１号
破産者　株式会社山口工務店
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６５４号
東京都足立区梅田１丁目15―１―102、開始決定時の住所東京都足立区足立２丁目24―７
破産者　山口　栄子
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７８９号
東京都足立区東綾瀬１丁目26―15
破産者　福田　義一
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３０８号
神奈川県横浜市中区石川町１丁目25―１―603
破産者　多田　知生
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４７７号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目８―６―403
破産者　志倉　克一
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６０２号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字上赤岩1203番地１
破産者　株式会社大勢
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２４５３号
東京都台東区東上野１―28―７　スエヒロビル４階、商業登記簿上の本店所在地千葉県船橋市習志野４丁目１番１号
破産者　株式会社テツ・インテリア・プランニング
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２７８７号
東京都板橋区徳丸２丁目11―３―301、開始決定時の住所東京都板橋区徳丸１丁目44―４―101　ヴェラハイツ徳丸
破産者　石井　健一
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２８２５号
東京都町田市大蔵町502―５―102
破産者　荒川　弥咲
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部